

1. 第 4 回総会報告

添付資料 参照が承認されました。

2. 平成 21 年度第 1 回信州公衆衛生学会理事会における決定事項

1) 審議事項

理事長、副理事長、監事、事務局長の選出

理事長 佐々木隆一郎(理事の互選による選出)

副理事長 野見山哲生(理事長の指名と理事会の承認により選出)

監事 寺井直樹 福嶋義光(理事会の議決により理事長から委嘱)

事務局長 塚原照臣(理事会による推薦)

2) 報告事項

第 5 回信州公衆衛生学会総会は、平成 22 年 8 月 28 日(土)長野県看護協会(松本市)において、長野県看護協会西澤喜代子学会長のもと開催致します。

3. 第 4 回信州公衆衛生学会の開催について

第 4 回信州公衆衛生学会は『未来につなぐ～「健康長寿」の命を支えた“食”のいとなみ～』をメインテーマに、平成 21 年 8 月 29 日(土)松本大学において、長野県栄養士会園原規子学会長のもと開催されました。参加者は 141 名、一般演題 29 題に加え、特別講演 1 題、シンポジウム 9 題が企画され、いずれの会場も盛会でした。

一般演題からの学会賞は「青年期から中年期をターゲットとした健康づくり施策(食環境整備)の検討」小林真琴さん(長野県衛生部健康づくり支援課)に授与されました。

4. 新型インフルエンザに関する緊急シンポジウムの開催について

信州公衆衛生学会は、信州大学医学部、信州大学健康安全センターと主催で、2009 年 9 月 21 日(月・祝日)に新型インフルエンザに関する緊急シンポジウム「新型インフルエンザへの対応～職域から地域まで～」を開催しました。

5. 信州公衆衛生雑誌第 4 巻第 2 号への投稿のお願い

信州公衆衛生学会では、第 3 巻(平成 20 年度)から年 2 回(8 月、2 月)信州公衆衛生雑誌を発行しています。第 3 巻第 2 号には 10 題、第 4 巻第 1 号には 2 題の論文を掲載致しました。平成 21 年 2 月に発行予定の第 4 巻第 2 号について、発行に向けての予定は以下の通りです。尚、発刊までに査読が終了せず、最終的に受理された論文は、HP 等で早期公開し、直近の号に掲載致します。会員の皆様からの積極的な投稿をお待ちしています。

11 月 6 日まで： 投稿の意思表示

12 月 4 日まで： 投稿

12 月～1 月： 査読期間

2 月： 第 4 巻第 2 号発刊

詳しい投稿方法については、学会 HP をご参照下さい。また、論文を投稿したいが作成したことがない、作成方法が分からない、などで論文作成を迷われている方は、お気軽に学会事務局までお問い合わせください。積極的にサポートします。

6. 会費納入のお願い

- 1) 信州公衆衛生学会の年会費は2000円です。信州公衆衛生学会は皆様の会費によって運営されています。その点を十分ご理解いただき、年度内の入金をお願いします。
- 2) 当学会は、振込手数料、郵送費等の削減のために、複数年度分の会費をご入金いただくことが可能です。複数年度分ご入金いただく場合は、「2000円×複数年度分」をご入金いただき、振込用紙に「年分入金」と記載してください。
- 3) 年会費の変更があった場合には、差額を清算します。
- 4) 平成20年度までの会費を振り込まれていない方につきましては、平成21年度分と合わせてお振込みいただきますようお願いいたします。
- 5) ご都合により退会される場合には、退会届を提出になられた年度までは年会費をご入金いただきます。退会届提出時に清算していただきますので、あらかじめご了承ください。

7. 異動に伴う所属、連絡先等の変更登録についてのお願い

入会后異動をされた方で、学会に登録されている所属や住所変更はお済みでしょうか？

変更のある方は必ず学会事務局にご連絡下さい。変更届けは学会ホームページにあります。インターネットに接続できない方は事務局までご連絡ください。

信州公衆衛生学会ではホームページでNews Letter、各種届出用紙をダウンロードできるようにしています。既に約7割の会員の方が、「EメールによるNews Letter配信」を利用しています。まだ登録がお済みでない方（今回郵送で送付させていただいた方）は、事務局までご連絡下さい。その際には、Eメール配信希望の旨と、配信を希望されるアドレスの記載をお願いします。

「EメールによるNews Letter配信」とは、会員の皆様に新しいニュースレターがホームページに掲載されたことを事務局からEメールでお伝えするものです。メール受信後、ホームページにアクセスしていただき、内容を確認していただく方法です。

信州公衆衛生学会 事務局

住所 〒390-8621 松本市旭3丁目1番1号
信州大学医学部衛生学公衆衛生学講座内

TEL 0263-37-2622 FAX 0263-37-3499

E-Mail s_kouei@shinshu-u.ac.jp

ホームページ URL;

<http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/medicine/chair/pmph/shinshu-kouei/>

第 4 回総会資料

日時：2009年8月29日（土曜日）9：00～9：30

場所：松本大学2号館232講義室

審議事項

1) 学会規定の改定について（別添資料）

1. 世話人会から理事会に移行するための改定を提案する。
2. 第21条に定められた学会賞に関して、新たに優秀論文賞を設けることを提案する。
3. 第24条に定められた規定改正に関して、会員の書面審議に関する具体的な記載がないため、改定を提案する。

2) 平成21年度事業計画・予算案

1. 平成21年度事業計画案
世話人会を4回開催する。
第4回信州公衆衛生学会総会を平成21年8月29日（土）に松本大学において、園原規子（長野県栄養士会長）学会長の担当で開催する。
学会誌「信州公衆衛生雑誌」2冊（うち1冊は学会総会記録集を兼ねる）を発行する。信州公衆衛生雑誌の電子アーカイブ化をさらに推進する。
2. 平成21年度予算案

報告事項

1) 平成20年度事業報告・決算案

1. 平成20年度事業報告
世話人会を2回（6月29日・8月30日）開催した。
第3回信州公衆衛生学会総会を平成20年8月30日（土）に、長野県看護大学において、深山智代（長野県看護大学長）学会長の担当で開催した。
学会誌「信州公衆衛生雑誌」2冊（うち学会総会記録集1冊）を発行した。
学会ホームページの更なる充実を図った。
：<http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/medicine/chair/pmph/shinshu-kouei/>
平成20年度入会者は68名、退会者は24名であった（会員数は、平成21年8月21日現在で383名である）。
学会賞（奨励賞）1名を表彰した。
2. 平成20年度決算

2) 世話人交代・加入報告

退任		加入	
小山せつ子	長野県須坂看護専門学校	大口和枝	松本保健福祉事務所
		村松宰	松本大学
		杉山貴	長野県歯科医師会

全国保健師長会長野県支部

3) その他

信州公衆衛生学会規定

平成19年9月1日改定
平成21年8月29日改定

(名称)

第1条 この学会は信州公衆衛生学会(以下「学会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 この学会は事務局を長野県松本市旭3丁目1-1におく。

(目的)

第3条 この学会は、公衆衛生学の進歩発展と会員相互の研鑽を図り、もって長野県及びわが国公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(会員)

第4条 会員の種別は次のとおりとする。

- 1 普通会員 この学会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納めるもの
- 2 名誉会員 この学会に特に功労のあった者で、学会総会の決議をもって推薦した者
- 3 顧問会員 この学会の運営に功労のある者で、学会総会の決議をもって推薦した者

第5条 普通会員になろうとする者は、会員の紹介による入会申込書に当該年度の会費を添えて、提出しなければならない。

普通会員は、会費をその年度の6月末日までに納入しなければならない。ただし、入会の場合はこの限りではない。

第6条 会員は、学会総会で研究を発表し、かつニュースレター)の無償配布を受けることができる。

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員の資格を失う。

- 1 本人より退会の申し出があったとき。
- 2 2年以上会費を滞納したとき。
- 3 死亡したとき。

(役員)

第8条 この学会に次の役員をおく。

- | | |
|------------------|------|
| 1 学会長(以下会長という) | 1名 |
| 2 副学会長(以下副会長という) | 3名以内 |
| 3 <u>理事長</u> | 1名 |
| 4 <u>副理事長</u> | 1名 |
| 5 <u>理事</u> | 若干名 |

6 監事 2名

会長は任期中、理事とする。ただし理事の定数外とする。

第9条 会長は、理事会の推せんにより学会総会で選出する。

理事長は、理事の互選により選出する。

副理事長は理事長の指名により理事会で承認する。

理事は別に定める規定により選出する。

監事は理事会の議決により理事長が委嘱する。

第10条 会長は学会総会を開催する。

副会長は、会長を補佐し会長事故のあるときは、あらかじめ指名された副会長がその職務を代理する。

理事長は学会を代表して会務を掌理する。

理事長および理事は理事会を組織し、会務の執行にあたる。

理事長事故のあるときは、副理事長がその職務を代理する。

理事は庶務、会計、ニュースレターの編集及びその他の会務を分掌する。

理事は理事会を組織し、重要事項を審議する。

監事は民法第59条の職務を行なう。

第11条 会長の任期は、前回総会終了の翌日から、今回の総会終了の日までとする。

理事長の任期は2カ年とする。

理事及び監事の任期は2カ年とする。

補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、尚その職務を行なう。

(理事会)

第12条 理事会は必要に応じ理事長がこれを招集する。

ただし、理事の3分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

理事会に議長をおき、理事長がこれにあたる。

第13条 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、当該事業について書面をもって予め意思表示を行なった者は出席者とみなす。

議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第14条 理事会は、本規定に定められたもののほか、次の事項を審議するものとする。

別添資料 : 規定改定案
第4回信州公衆衛生学会総会資料

- 1 学会総会に付議する事項
- 2 学会総会より委任された事項
- 3 その他**理事長**が必要と認めた事項

第15条 **理事会**を傍聴しようとする会員は、その所属氏名を事前に通知しなければならない。役員会は傍聴者所属氏名を役員会記録に留めなければならない。

(学会総会)

第16条 学会総会は毎年1回会長が招集し、議長には会長があたり、次の議事及び行事を行う。

- 1 会務報告及び議案の審議
- 2 公衆衛生及びこれに関連する研究および調査の発表
議案の審議は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第17条 会員以外の者は、学会の定める手続きを経て参加費を納入し会員になれば、学会総会に出席し、傍聴及び討議の際の発言をなすことができる。

(委員会等)

第18条 この学会に編集委員会をおく。

編集委員会に関する規定は、理事会の議決を経てこれを定める。

第19条 この学会に委員会をおくことができる。

委員会の設置、任務、運営等については理事会の議決を経て定める。

第20条 この学会に分科会をおくことができる。

分科会の設置は、理事会の議決を経て総会において決定する。

(学会賞)

第21条 この学会は、会員の業績を顕彰し、公衆衛生に関する研究を奨励するために学会賞をもうける。学会賞は、奨励賞、**優秀論文賞**とする。

奨励賞、**優秀論文賞**の選考は理事会で行い、総会の承認を受けるものとする。

(会計)

第22条 学会及び学会総会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

会費は年2,000円とする。

学会及び総会の予算は、総会の承認を受けなければならない。

学会及び総会の決算は、総会の承認を受け、ニュースレターに掲載し報告しなければならない。

学会及び総会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第23条 学会に、学会事務局および学会総会事務局をおく。学会事務局の規定は**理事会**の議決を経て定め、学会総会事務局の規定はそのつど学会長が定める。

(規定改正等)

第24条 本規定の変更は、**理事会および総会において出席者の3分の2以上の同意を得て決定される。**

(付則)

第1条 この規則は平成17年7月22日から施行する。

第2条 設立準備委員の職にある者は、この規定により代表理事及び理事が選出されるまでの期間その任にあるものとする。

第3条 **理事**は、世話人が移行し、総会の承認を得て、その任に当たるものとする。

(平成21年8月29日)

赤字が変更点